

科目コード A&F022328

科目名	税法Ⅱ Tax Law Ⅱ		選択	2 単位
学期・曜日・時限	秋・月・3 限	秋・月・6 限	-	-
担当教員名	鈴木 悠哉	e-mail		
講義形式	ハイフレックス（教員は講義室から講義を実施） ※対面履修生は全回講義室から参加			

<講義の概要と目的>

「租税国家」という言葉が象徴するように、資本主義経済体制において国家は税によってその財源を確保する。国家の役割が増大するにつれて当該財源は規模を増し、国庫を充足させるための税がその存在感を大きくしていったのは歴史的必然であった。いわゆる夜警国家から福祉国家へ国家のあり様が変わっていった背景には国庫を財源とする公共サービスに私人が多くを期待するようになったことがある。かたや私人は市場において利潤を求めて各種経済活動を行い当該私人は当該利潤の最大化を志向する。換言すれば、当該私人は当該経済活動に伴うコストの最小化を図るのである。法人はもとより、個人も経済活動の主体として行動する上ではこれに伴うコストをできる限り少なくしようと考える。このことは必然的に、民主的合意に基づき各自が負担することとなる税を当該経済活動にかかるコストとして観察しようという傾向につながる。

税負担も経済活動に付随するコストのひとつであるとすれば、市場において合理的経済人として振舞う私人はこれを最小化しようと試みるだろう。かたや税負担は各種法令に基づく法定債務であるが故に、これを最小化するための手段によっては当該法令との抵触が避けられない場面も考えられる。このため、各種課税要件の充足を回避するための多段階的・迂回的行為や、複数の税制間の制度差を利用して租税債務の減少を図る行為が続々と現れ、これらに対処するための法制度が次々と立法化するも当該立法の合間をぬった行為類型が新たに登場する、という際限の無いたちごっこが展開するに至った。このことは同時に、いったん定まった税負担の納付時期を早めたり遅らせたりすることが税を巡る権利と義務のいずれの主体にとって経済的便益をもたらすかということと、租税法令の定める税率表上の税率のみでなく課税ベースに占める税負担率に目を向けることの必要性に認識が深まることにつながっている。

この講義は春学期に「税法Ⅰ」を履修した諸氏を対象に、経済活動に伴うコストとしての税負担の最小化を図る行為を課税要件との関連で類型化し、当該行為によってどの主体にどのような経済的便益が生じているのか、当該行為に対し法がどのような理由でどのように対処しているのか（あるいは、していないのか）を検討することを目的とする。起業家を目指す諸氏は「税法Ⅰ」を通じて起業とその後の企業運営における税負担の存在感を十分に認識し得たであろう。市場における合理的意思決定の主体として、税に関し、税法に関し、いま一歩踏み込んで考えてみる必要はないだろうか？

<到達目標>

- 1) 税負担の軽減につながる行為を法的見地から類型化できるようになる。
- 2) それぞれの類型毎に、法がどのように対応しているのか、また、なぜ、そのように対応しているのかを説明できるようになる。
- 3) 裁判例の検討を通じ、なぜ該当する事案が司法審査の対象となるに至ったのか、また、当事者の行為によりどのような課税上の便益が生じているのかを指摘できるようになる。

<アクティブ・ラーニング要素>

担当教員による講義が終了した後、履修者にプレゼンテーションの担当を割り当て、裁判例の紹介と検討を行ってもらおう。プレゼンテーションのあと、ひきつづき、担当教員と他の履修者からの質疑に応じてもらおう。

<ゲストスピーカー招聘>

履修者によるプレゼンテーションをはじめる直前に、ゲストスピーカーに特別講義を一回分、予定している。

<講義計画>

※講義の進行状況によっては変更する場合がある。

1回目：開講

・要点：シラバスに基づき講義の概要を確認したあと、講義の全体像を示す。

2回目：【講義】タックス・プランニングとその周辺(1)

・要点：「脱税」という行為類型について検討を加える。どのような行為がこれに該当し、法規範はどのような定めを置いているのか、確認する。

3回目：【講義】タックス・プランニングとその周辺(2)

・要点：「節税」と「租税回避」という行為類型について検討を加える。どのような行為がこれらに該当し、法規範はそれぞれの類型についてどのような定めを置いているのか、「脱税」との相違点も視野に入れて確認する。

4回目：【講義】タックス・プランニングとその周辺(3)

・要点：「租税回避」について、一步、ふみこんで考える。どのような対抗手段が存在するのかを概観したあと、やや一般的な対抗措置である「同族会社の行為・計算否認の規定」の適用関係を検討する。

5回目：【講義】タックス・プランニングとその周辺(4)

・要点：「租税回避」について、既存の法規範の適用以外に、どのような対抗手段があり得るのか、租税債務を減少させる行為として、他にはどのようなものがあり、どのような対抗手段があり得るのか、確認する。

6回目：【講義】タックス・プランニングとその周辺(5)

・要点：租税債務の履行を遅らせる（早める）ことが納税者にとって利益（不利益）となり得ることを確認したあと、制定法上、課税の繰延(deferral)を認める場合とこれを認めない場合があることを所得税法 59 条及び同法 60 条を中心に検討する。

7回目：【講義】タックス・プランニングとその周辺(6)

・要点：いわゆる「(濫用的) タックス・シェルター」について、租税回避との相違を意識しつつ、代表的な最高裁判例を素材として検討を加える。

8回目：ゲストスピーカーによる特別講義

・要点：法人税法 132 条の 2 の解釈・適用について、最高裁判所の判例を題材とし、ゲストスピーカーに講義していただく。(※担当回が変更になることもあり得る。)

9回目：履修者によるプレゼンテーション(1)

・要点：この回から、履修者によるプレゼンテーションと質疑応答を中心に講義を進めていく。初回

は最高裁判所大法廷判決（昭和 42 年 11 月 8 日）を題材として、個別税法の定める「詐欺その他不正の行為」の意義を検討する。

10 回目：履修者によるプレゼンテーション(2)

・要点：東京高等裁判所判決（平成 13 年 7 月 5 日）を題材として、法人税法 132 条の適用において同族会社の「行為」をどのように考えるべきか検討する。

11 回目：履修者によるプレゼンテーション(3)

・要点：大阪高等裁判所判決（昭和 53 年 3 月 30 日）を題材として、法人税法 22 条 2 項を租税回避への対抗措置として位置付けられるか否かを検討する。

12 回目：履修者によるプレゼンテーション(4)

・要点：東京高等裁判所判決（平成 11 年 6 月 21 日）を題材として、事実認定によって租税回避への対抗が可能か否かを検討する。

13 回目：履修者によるプレゼンテーション(5)

・要点：最高裁判所判決（平成 18 年 2 月 23 日）を題材として、既存の立法の解釈を通じて租税回避に対抗することが可能か否かを検討する。

14 回目：履修者によるプレゼンテーション(6)

・要点：最高裁判所判決（昭和 63 年 7 月 19 日）を題材として、所得税法 60 条の解釈と、その適用による経済的便益を検討する。

15 回目：履修者によるプレゼンテーション(7)

・要点：最高裁判所判決（平成 18 年 1 月 24 日）を題材として、「濫用的タックス・シェルター」に対する対抗のあり方を検討する。

<講義の進め方>

講義を通じて前提となる知識を習得してもらった後、<アクティブ・ラーニング要素>に記したように、代表的な先例について履修者にプレゼンテーションをしてもらい、それに基づき他の履修者全員で議論する。

講義とプレゼンテーションの割合は、半半とする。ただ、履修者の人数や顔ぶれによっては、この割合や、プレゼンテーションの対象や、講義内容の一部を変更することもあり得る。詳細は開講時に指示する。

<事前事後学習内容>

税法の応用講義ということで、「税法 I」よりも能動的な履修態度が必要である。とりわけプレゼンテーションにおいては、担当者はもとより、それ以外の履修者も、対象となっている裁判例を十分に読み込んで、事前に問題意識を形成しておくようにしてもらいたい。

<予習・復習時間>

プレゼンテーションで取り上げる裁判例は、長いものから短いものまで、さまざまである。内容を理解し、質疑応答に臨むには、最低でも 4 時間の事前準備が必要である。言うまでもなく、プレゼンテーションを担当する履修者は、別途、資料等の準備時間を必要とする。

<教科書及び教材>

教科書は使用しない。講義においては、担当教員の方で PowerPoint のスライドを作成し、適宜、レジュメや必要資料を配付する。これらは講義終了後、Microsoft Teams の講義用「クラス」にアップロードする。

<参考書>

岡村忠生編著『租税回避研究の展開と課題』（ミネルヴァ書房，2015）。
清永敬次『租税回避の研究』（ミネルヴァ書房，初版1995，2015年復刊）。
谷口勢津夫『租税回避論：税法の解釈適用と租税回避の試み』（清文社，2014）。

なお、法令集として、所得税法（同施行令・施行規則）、法人税法（同施行令・施行規則）及び租税特別措置法（同施行令・施行規則）が掲載してあるものを用意すること。法令集の該当箇所のコピーを持参するか、あるいは、「電子政府の総合窓口」等のウェブ・サイトを随時閲覧することでも構わない。

<成績評価方法>

以下の三点を合計の上、60%以上の得点を単位取得の要件とする。

1) プレゼンテーション：45%

詳細は<アクティブ・ラーニング要素>を参照のこと。プレゼンテーションそのものの完成度や、質疑に対する応接状況を評価の対象とする。

2) 期末レポート：45%

上記プレゼンテーションにつき、当日の質疑・コメントを踏まえて文章化の上、後日発表する方法で提出のこと。

3) 発言等、講義への貢献度：10%

※期末試験は行わない。

なお、欠席が6回以上となった履修者は、成績評価の対象としない。

<課題(試験やレポート等)に対するフィードバック方法>

プレゼンテーションは、担当教員や他の履修者を交えたディスカッションの対象となり、これがそのまま、プレゼンテーションを担当する履修者に対するフィードバックとなる。

<履修条件>

開講時点において、春学期開講の「税法Ⅰ」の単位を取得済みであること。

なお、「税理士(税法)プログラム〔旧：税法演習〕」に所属する院生は、「税法Ⅰ」に加えて1年次にこの講義をかならず履修すること。

<ディプロマポリシーとの関連>

アントレプレナーシップ発揮に必要な専門的かつ実践的知識の学修に該当。

<録画映像の視聴> 可

<オフィスアワー>

月曜日 5限

<その他>

税法に関する基礎知識を有していることを前提とする。このため、春学期開講の「税法Ⅰ」の単位を取得していない院生については、履修を認めない。

なお、開講までに、「税法Ⅰ」で学習した内容を十分に復習しておくこと。